

沖縄県個人情報保護審査会答申第68号～第79号 概要

①件名	要配慮個人情報の収集に関する例外事項について																								
②諮問機関	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事 (答申第68号)</td> <td style="width: 50%;">労働委員会 (答申第74号)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 (答申第69号)</td> <td>収用委員会 (答申第75号)</td> </tr> <tr> <td>警察本部長 (答申第70号)</td> <td>海区漁業調整委員会 (答申第76号)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 (答申第71号)</td> <td>内水面漁場管理委員会 (答申第77号)</td> </tr> <tr> <td>監査委員 (答申第72号)</td> <td>企業局長 (答申第78号)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会 (答申第73号)</td> <td>病院事業局長 (答申第79号)</td> </tr> </table>	知事 (答申第68号)	労働委員会 (答申第74号)	教育委員会 (答申第69号)	収用委員会 (答申第75号)	警察本部長 (答申第70号)	海区漁業調整委員会 (答申第76号)	選挙管理委員会 (答申第71号)	内水面漁場管理委員会 (答申第77号)	監査委員 (答申第72号)	企業局長 (答申第78号)	人事委員会 (答申第73号)	病院事業局長 (答申第79号)												
知事 (答申第68号)	労働委員会 (答申第74号)																								
教育委員会 (答申第69号)	収用委員会 (答申第75号)																								
警察本部長 (答申第70号)	海区漁業調整委員会 (答申第76号)																								
選挙管理委員会 (答申第71号)	内水面漁場管理委員会 (答申第77号)																								
監査委員 (答申第72号)	企業局長 (答申第78号)																								
人事委員会 (答申第73号)	病院事業局長 (答申第79号)																								
③諮問理由	<p>沖縄県個人情報保護条例第7条第2項に規定する要配慮個人情報の収集禁止について、事務上必要な情報については例外的に収集する必要があることから、個人情報取扱事務及び収集する要配慮個人情報の種類について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要がある。</p>																								
④諮問年月日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">知事 (平成31年3月29日)</td> <td style="width: 50%;">沖縄県諮問総第8号)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 (平成31年2月21日)</td> <td>沖縄県教育委員会諮問第3号)</td> </tr> <tr> <td>警察本部長 (平成31年3月5日)</td> <td>沖広相第993号)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 (平成31年2月21日)</td> <td>沖選管第766号)</td> </tr> <tr> <td>監査委員 (平成31年2月21日)</td> <td>監第863号)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会 (平成31年2月21日)</td> <td>人委第564号)</td> </tr> <tr> <td>労働委員会 (平成31年2月27日)</td> <td>沖労委第498号)</td> </tr> <tr> <td>収用委員会 (平成31年2月25日)</td> <td>沖収委第258号)</td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会 (平成31年2月18日)</td> <td>漁調委第145号)</td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会 (令和元年5月8日)</td> <td>内水委第15号)</td> </tr> <tr> <td>企業局長 (平成31年2月21日)</td> <td>企業総第1639号)</td> </tr> <tr> <td>病院事業局長 (平成31年2月21日)</td> <td>病総第484号)</td> </tr> </table>	知事 (平成31年3月29日)	沖縄県諮問総第8号)	教育委員会 (平成31年2月21日)	沖縄県教育委員会諮問第3号)	警察本部長 (平成31年3月5日)	沖広相第993号)	選挙管理委員会 (平成31年2月21日)	沖選管第766号)	監査委員 (平成31年2月21日)	監第863号)	人事委員会 (平成31年2月21日)	人委第564号)	労働委員会 (平成31年2月27日)	沖労委第498号)	収用委員会 (平成31年2月25日)	沖収委第258号)	海区漁業調整委員会 (平成31年2月18日)	漁調委第145号)	内水面漁場管理委員会 (令和元年5月8日)	内水委第15号)	企業局長 (平成31年2月21日)	企業総第1639号)	病院事業局長 (平成31年2月21日)	病総第484号)
知事 (平成31年3月29日)	沖縄県諮問総第8号)																								
教育委員会 (平成31年2月21日)	沖縄県教育委員会諮問第3号)																								
警察本部長 (平成31年3月5日)	沖広相第993号)																								
選挙管理委員会 (平成31年2月21日)	沖選管第766号)																								
監査委員 (平成31年2月21日)	監第863号)																								
人事委員会 (平成31年2月21日)	人委第564号)																								
労働委員会 (平成31年2月27日)	沖労委第498号)																								
収用委員会 (平成31年2月25日)	沖収委第258号)																								
海区漁業調整委員会 (平成31年2月18日)	漁調委第145号)																								
内水面漁場管理委員会 (令和元年5月8日)	内水委第15号)																								
企業局長 (平成31年2月21日)	企業総第1639号)																								
病院事業局長 (平成31年2月21日)	病総第484号)																								
⑤答申年月日	令和元年7月1日																								
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>1 要配慮個人情報の収集に関する例外事項について 「共通事務」(別紙1)又は「個別事務」(別紙2)に該当する場合は、例外的に収集することができるものと認める。 なお、共通事務への該当性の判断に当たっては、要配慮個人情報の収集制限の趣旨を踏まえ、実施機関において、収集する要配慮個人情報の内容や必要性を十分に検討し厳格に判断すること。 また、共通事務のうち、どの項目に該当するか判断が困難な場合には、審査会と協議する等適切な対応を図ること。</p> <p>2 例外事項を認めるに当たっての留意事項</p> <p>(1) 個別事案が類型に該当するかどうかの判断に当たっては、常に個人の権利利益の侵害の防止に留意し、安易に類型の対象とすることがないように慎重な対応を心掛けること。</p> <p>(2) 要配慮個人情報のうち、とりわけ、人種、信条、社会的身分に関する情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。</p>																								

要配慮個人情報の収集禁止規定の適用を除外する事務の種類

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
1	相談等関係事務	県民等からの相談、苦情、陳情、要望、提言、意見等の中で、相談者等が提供する要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	県民等からの相談、苦情、陳情、要望、提言、意見等があった場合、その内容に要配慮個人情報が含まれる場合において、実施機関としては、当該相談等の趣旨を十分に理解し、適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。 また、相談等による情報は、相談者等の自由な意志により一方的に提供されるものもあり、実施機関としては、その性質上、収集の選択の余地がない。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の相談等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 6 監査 7 人事 8 労働 9 収用 10 海区 11 内水 13 病院
2	募集、届出等関係事務	募集、試験、申請、届出等を行う事務の中で、応募作品、願書、履歴書、申請書等に含まれる要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	各種の募集、試験、申請、届出、登録、指定、認定、許可、承認等における応募作品、願書、履歴書、申請書等の中に、要配慮個人情報が含まれる場合において、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の募集、届出等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 10 海区
3	栄典、表彰選考事務	栄典、表彰等を行う事務の中で、被表彰者、候補者等の要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	栄典、表彰等を行う場合において、犯罪歴のある者が当該栄典、表彰等の候補者や被表彰者となることは、社会通念上、そぐわないことから、選考事務を行う上で犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、栄典、表彰等の中には、その趣旨・目的や性質上、候補者の要配慮個人情報を確認する必要があるものがある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の栄典、表彰選考事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 6 監査 7 人事 8 労働 9 収用 10 海区 11 内水 12 企業 13 病院
4	海外研修者等受入事務	海外からの研修員、職員及び来訪者等の受入れを行う事務において、適格性の判断や生活習慣の違いに適切に対応し、滞在中の生活に支障を来さないようにするため、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	海外からの研修員、職員、来訪者等を受け入れるに当たっては、適格性の判断や食事の制限及び生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修員等の滞在中の適切な対応を図るため、本人の要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の海外研修者等受入事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
5	刊行物等掲載情報収集事務	刊行物等で一般に入手し得るものから要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	新聞や書籍等の刊行物（電磁的記録を含む。）、又はインターネット上に掲載され、公にされている情報は、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、これらの個人情報を事務の目的の範囲内で必要最小限で収集する限りにおいて、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために刊行物等からの収集が必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	2 教育 5 選挙 6 監査 9 収用 13 病院
6	用地取得等関係事務	土地、家屋等を取得する際の、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため、また、損失補償額の算定に際して、要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑩刑事事件	公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となるとき、その改葬、移転の費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の宗教に関する個人情報を収集することがある。また、損失補償の算定等を行う場合、所有者等に関する要配慮個人情報を収集することがある。ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の用地取得等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 12 企業
7	議員等対応事務	議員や選挙立候補者における政党名、会派名、政治理念等の思想及び信条並びに犯罪歴に関する要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ⑤犯罪歴	実施機関は、地方自治法の定める事務を適正に執行するため、議会に対する対応等の中で、事務の目的の範囲内で議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想・信条に関する個人情報を収集することがある。また、首長及び議員等選挙において、立候補者の被選挙権確認のため、犯罪歴を収集することがある。ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の議員等対応事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 5 選挙 9 収用 13 病院
8	診療等関係事務	病院、保健所等の機関において、診療、予防行為、治験等を的確に行うために、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせた確かな医療行為や予防等のための行為又は治験等を行うためには、当該患者等の生活観や人生観、宗教及び病歴等に関する個人情報を収集する必要があるほか、生活歴等過去の経歴を聴取する中で、犯罪歴等の要配慮個人情報の収集が必要な場合がある。ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の診療等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 13 病院

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
9	職員の人事管理関係事務	公務に従事する職員等の任免等を行う事務の中で、要配慮個人情報を収集するとき。	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	公務に従事する職員等の任免、配置、処分等を行う事務においては、任免・処分に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たって事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の要配慮個人情報を収集する必要がある。 また、配属・配置、給与・報酬及び各種手当支給等に関する事務を行うにあたり、支給要件に合致するかを判定するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の職員の人事管理関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 6 監査 7 人事 9 取用 12 企業 13 病院
10	争訟等関係事務	争訟、審査請求、裁決、仲裁、あっせん、裁定等に関する事務において、要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	争訟、審査請求、裁決、仲裁、あっせん、裁定、措置要求、鑑定、調査、協議等に関する事務の中で、当事者や関係者の要配慮情報を収集することがある。 また、実施機関の意思にかかわらず、相手方からの一方的な意思により提供されるものもあり、実施機関としては、その性質上、収集の選択の余地がない。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の争訟等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 7 人事 8 労働 9 取用 10 海区 13 病院
11	講師等選任事務	講演会、研修会等の講師、指導者等を選任する事務において、候補者の要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑧健康診断等結果	講演会、研修会等の講師や指導者等の適任者を選任するため、候補者の要配慮個人情報を収集することがある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の講師等選任事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 5 選挙 6 監査 13 病院
12	試験実施事務	試験、選抜、適正検査等を実施するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	各種試験、選抜、適正検査等を実施するに当たり、試験等の受験資格適格性の判断や受験者に対する適切な配慮を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の試験実施事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育 4 警察 7 人事 13 病院
13	警察官等採用事務	警察官及び警察職員の採用に当たって、試験や選考を実施する際に要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	警察官採用試験の種目として、健康状態についての医学的検査、色覚その他の身体的状態についての測定等を行うため、受験者の要配慮個人情報を収集する必要がある。 また、警察職員採用において、病歴等の要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、警察官等採用事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	4 警察 7 人事

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する 要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の 収集を認める理由	対象実施機関
14	障害者を対象とした職員採用関係事務	障害者を対象とする職員採用試験及び人事配置に当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	障害者を対象とする職員採用試験において、受験資格を確認するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 また、職場で働くに当たっての支障を改善するための措置等を検討するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の障害者を対象とした職員採用関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 7 人事
15	職員の健康管理事務	職員の健康管理を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	職員への助言・指導や職場での適切な措置を通じて職員の健康管理を図るため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の職員の健康管理事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	1 知事 2 教育 4 警察 6 監査 7 人事 8 労働 12 企業 13 病院
16	税の減免事務	税や使用料等の減免を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑦心身機能障害 ⑨指導診療調剤	税や使用料等の減免の対象者かどうかを確認するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の税の減免事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	13 病院
17	旅行を伴う行事関係事務	旅行を伴う行事を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	全国式典や海外研修など、旅行を伴う行事への参加の可否を判断するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の旅行を伴う行事関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育
18	イベント等開催関係事務	イベント等を開催するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	イベント、研修講座、講演会等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々のイベント等開催関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	1 知事 2 教育 5 選挙

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
19	疾病等支援対策事業関係事務	疾病等の支援、調査研究及び治療等を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	特定の疾病、障害、がん等を有する者に対して、検査、治療費助成、サービス等の支援を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 また、特定疾病等の調査研究及び治療等を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の疾病等支援対策事業関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 13 病院
20	債権回収事務	資金貸付等に係る債権回収や過誤払国庫金、診療報酬等の回収等を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件	資金貸付等に係る債権回収や過誤払国庫金、診療報酬等の回収等の可否等を判断するため、債権者又は連帯保証人等の要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の債権回収事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	1 知事 13 病院
21	補助金、給付金等関係事務	補助金、給付金等の交付や貸付等に当たって、要配慮個人情報を収集する事務	③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	補助金、特別弔慰金、特別給付金、住居確保給付金、貸付金等の交付要件に該当するかを判断するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の補助金、給付金等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 4 警察
22	教育・指導等関係事務	教育・指導等を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	県立中学校、県立高校、県立特別支援学校、県立大学及び社会教育施設において、入学者の決定、指導、研修、健康管理等を適切に行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の教育・指導等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	1 知事 2 教育
23	奨学金等関係事務	奨学給付金・各種奨学金の支給、授業料の減免等に当たって、要配慮個人情報を収集する事務	③社会的身分 ④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤	奨学給付金・各種奨学金の支給要件、現物給付及び授業料減免等の要件に該当するかを判断するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の奨学金等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 2 教育

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
24	障害者関連行事関係事務	障害者を対象とする大会等の行事への参加者募集に当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害	障害者を対象とする大会等の行事への参加の可否等を判断するため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の障害者関連行事関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	1 知事
25	職業訓練・研修等関係事務	職業訓練・研修等を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件	公共職業能力開発施設、消防学校等において、生徒の入校・退校に関する事務、健康管理、訓練中の手当支給等を適切に行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の職業訓練・研修等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事
26	行政指導、行政処分等関係事務	法令違反を行っている事業者等に対し、行政指導、行政処分等を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑤犯罪歴 ⑦心身機能障害 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	法令違反を行っている事業者等に対し、行政指導、行政処分等を行うにあたり、要配慮個人情報を収集する必要がある場合がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の行政指導、行政処分等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	1 知事 4 警察
27	生活保護、生活支援等関係事務	生活保護や生活支援サービス等の決定等に当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	生活保護の決定をはじめ、診療報酬決定や監査、自立生活支援サービスの提供など、生活保護や生活支援に関する事務を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の生活保護、生活支援等関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。とりわけ、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事
28	県営住宅関係事務	県営住宅の家賃等を決定するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	③社会的身分 ④病歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	県営住宅の家賃、駐車場利用料等を決定するため、入居者の要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の県営住宅関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。とりわけ、社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事

【共通事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
29	人命救助活動事務	水難、山岳遭難その他の事故における捜索及び救助活動並びに行方不明者の発見活動を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害	遭難者や行方不明者の早期発見、特定等のため、要配慮個人情報を収集する場合がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の人命救助活動事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	4 警察

《収集する要配慮個人情報（条文上の記述）》

- ①人種
- ②信条
- ③社会的身分
- ④病歴
- ⑤犯罪の経歴
- ⑥犯罪により害を被った事実
- ⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- ⑧本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- ⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- ⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑪本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

《対象実施機関（条文上の名称）》

- 1 知事
- 2 教育委員会
- 3 公安委員会
- 4 警察本部長
- 5 選挙管理委員会
- 6 監査委員
- 7 人事委員会
- 8 労働委員会
- 9 収用委員会
- 10 海区漁業調整委員会
- 11 内水面漁場管理委員会
- 12 公営企業の管理者
- 13 病院事業の管理者

要配慮個人情報収集禁止規定の適用を除外する事務の種類

【個別事務】

No.	類型	内容	収集する 要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の 収集を認める理由	対象実施機関
30	所有者不明土地実態調査	所有者不明土地の現状把握等を目的とした測量等調査のほか、真の所有者に繋がる情報を得ることを目的とした隣接地主等への情報聴取等（所有者探索調査）を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴	隣接地主等への情報聴取等（所有者探索調査）を行う際、聴取対象者が不在等の場合、聴取できない理由として、病院へ入院している若しくは高齢者施設等へ入所している等の要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、所有者不明土地実態調査の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	1 知事 (管財課)
31	里親登録事務	児童福祉法第34条の19の規定に基づく養育里親名簿及び養子縁組里親名簿を作成するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ⑤犯罪歴	里親が被虐待児童を養育していく中で不適切な養育となってしまうまいよう、適切な里親支援に繋げられるよう、できるだけ早い段階で、里親の詳しい状況把握は必要となっている。 また、里親委託後も児童と実親との家族再統合に向けた継続的支援は続けられており、宗教等、実親と里親間での養育上のトラブルを避けるためにも里親の実状把握と実親への配慮は必要である。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、里親登録事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。とりわけ、信条に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 (青少年・子ども家庭課)
32	児童養護に関する事務	入所児童の養護に必要な情報の把握及び入所児童の措置変更等に必要な情報の提供を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩少年保護事件	措置入所する児童について、措置権者である児童相談所等から養護に必要な情報の提供を受けるとともに、ケース記録、健康診断の結果、心理学的及び医学的審査の結果、自立支援計画を作成・保管するにあたって要配慮個人情報の収集が必要な場合がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、児童養護に関する事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。とりわけ、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	1 知事 (若夏学院)
33	建設工事入札参加資格審査事務	沖縄県の競争入札に参加するために必要な資格や経営規模について審査を行い、総合点数を算定して、それに基づき競争入札参加希望者の格付けを行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑦心身機能障害	障害者を雇用している業者に対して加点を行うが、法定雇用義務がない業者の場合、障害者手帳の写しにより雇用状況を確認しなければならない。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、建設工事入札参加資格審査事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	1 知事 (各土木事務所)

【個別事務】

No.	類型	内容	収集する 要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の 収集を認める理由	対象実施機関
34	教育実習生等 受入事務	教育実習生等各種実習生の受け入れを行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果	教育実習生等の受け入れの可否判断に当たって、現在の健康状態等を考慮する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、教育実習生等受入事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	2 教育 (県立学校教育課)
35	障害者等サービス利用登録事務	活字による読書が困難な者に対し、読書支援機器等を貸出するサービスや図書館への来館困難者に対し、資料の貸出・返却の郵送サービスを行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑦心身機能障害 ⑨指導診療調剤	活字による読書が困難な者等に対する読書支援機等の貸出や図書館への来館が困難な障害者等を対象としているため、障害の状況等を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、障害者等サービス利用登録事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	2 教育 (県立図書館)
36	被害者支援関係事務	事件事故の被害者等に対し、ニーズに対応した支援活動や、再被害防止活動を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	④病歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	被害者等の心情や社会経済的な生活に適切な配慮した被害者支援活動や、被害者が再び被害に遭わないための活動等を行うため、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、個々の被害者支援関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	4 警察 (広報相談課)
37	保護取扱事務	受傷、他害、犯罪被害を防止するため、保護を必要とする者を保護するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑦心身機能障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づき、精神障害のため自傷他害のおそれがあると認める者として都道府県知事への通報が規定されており、精神錯乱等を保護した場合、適切に精神保健医療につなげるため、事務目的の範囲内で、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、保護取扱事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	4 警察 (生活安全企画課)
38	障害者虐待関係事務	虐待を受けた障害者を早期に発見し、安全を確保するに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑦心身機能障害	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律第7条、第16条、第22条において、虐待事案発見時の市町村通報が規定されており、事務目的の範囲内で、要配慮個人情報を収集する必要がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、障害者虐待関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認められたものに限る。	4 警察 (生活安全企画課)

【個別事務】

No.	類型	内容	収集する要配慮個人情報	収集の制限事項に係る要配慮個人情報の収集を認める理由	対象実施機関
39	少年の立ち直り支援関係事務	非行少年等の居場所づくりや立ち直り支援を図るため、関係機関・団体が連携した活動を行うに当たって、要配慮個人情報を収集する事務	⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑪少年保護事件	少年の特性に配慮した立ち直り支援を行うために、要配慮個人情報を収集する場合がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、少年の立ち直り支援関係事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。	4 警察 (少年課)
40	監査等事務	監査等を実施する中で、要配慮個人情報を収集する事務	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪歴 ⑥犯罪被害歴 ⑦心身機能障害 ⑧健康診断等結果 ⑨指導診療調剤 ⑩刑事事件 ⑪少年保護事件	監査や監査請求に係る監査事務等を実施する中で、要配慮個人情報を収集する場合がある。 ただし、収集する要配慮個人情報は、実施機関において、監査等事務の目的や内容を十分に精査し、事務の目的を達成するために必要だと認めたものに限る。とりわけ、人種、信条及び社会的身分に関する要配慮個人情報については、収集の必要性等について熟慮した上で判断すること。	6 監査 (監査課)

《収集する要配慮個人情報（条文上の記述）》

- ①人種
- ②信条
- ③社会的身分
- ④病歴
- ⑤犯罪の経歴
- ⑥犯罪により害を被った事実
- ⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- ⑧本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- ⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- ⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑪本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行わ

《対象実施機関（条文上の名称）》

- 1 知事
- 2 教育委員会
- 3 公安委員会
- 4 警察本部長
- 5 選挙管理委員会
- 6 監査委員
- 7 人事委員会
- 8 労働委員会
- 9 収用委員会
- 10 海区漁業調整委員会
- 11 内水面漁場管理委員会
- 12 公営企業の管理者

要配慮個人情報の収集禁止に関する例外事項 一覧表

類型	実施機関	知事	教育委員会	公安委員会	警察本部長	選挙管理委員会	監査委員	人事委員会	労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業の管理者	病院事業の管理者
共通事務	1 相談等関係事務	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
	2 募集、届出等関係事務	○	○		○	○					○			
	3 栄典、表彰選考事務	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 海外研修者等受入事務	○	○											
	5 刊行物等掲載情報収集事務		○			○	○			○				○
	6 用地取得等関係事務	○	○										○	
	7 議員等対応事務	○	○				○			○				○
	8 診療等関係事務	○												○
	9 職員の人事管理関係事務	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○
	10 争訟等関係事務	○	○		○	○			○	○	○			○
	11 講師等選任事務	○	○		○	○	○							○
	12 試験実施事務	○	○		○				○					○
	13 警察官等採用事務				○				○					
	14 障害者を対象とした職員採用関係事務	○							○					
	15 職員の健康管理事務	○	○		○			○	○	○			○	○
	16 税の減免事務													○
	17 旅行を伴う行事関係事務	○	○											
	18 イベント等開催関係事務	○	○				○							
	19 疾病等支援助策事業関係事務	○												○
	20 債権回収事務	○												○
	21 補助金、給付金等関係事務	○			○									
	22 教育・指導等関係事務	○	○											
	23 奨学金等関係事務	○	○											
	24 障害者関連行事関係事務	○												
	25 職業訓練・研修等関係事務	○												
	26 行政指導、行政処分等関係事務	○			○									
	27 生活保護、生活支援等関係事務	○												
	28 県営住宅関係事務	○												
	29 人命救助活動事務				○									
個別事務	30 所有者不明土地実態調査	○												
	31 里親登録事務	○												
	32 児童養護に関する事務	○												
	33 建設工事入札参加資格審査事務	○												
	34 教育実習生等受入事務		○											
	35 障害者等サービス利用登録事務		○											
	36 被害者支援関係事務				○									
	37 保護取扱事務				○									
	38 障害者虐待関係事務				○									
	39 少年の立ち直り支援関係事務				○									
	40 監査等事務							○						